

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成20年6月27日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第3条第1項中「中央図書館事務局長」の右に「、右京中央図書館副館長」を加え、同条第9項中「、所管事務につき」及び「又は右京中央図書館開設準備室長」を削り、同条第10項を次のように改める。

10 右京中央図書館副館長、伏見中央図書館長又は醍醐中央図書館長事故あるときは、その代決事項は、図書課長が代決することができる。

第3条第17項中「、総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長又は右京中央図書館開設準備室長」を「又は総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長」に改める。

別表部長、京都まなびの街 生き方探究館長、体育健康教育室長、総合教育センター所長、教育相談総合センター所長、子育て支援総合センターこどもみらい館長、生涯学習総合センター事務局長、中央図書館事務局長、伏見中央図書館長、醍醐中央図書館長、学校歴史博物館事務局長、青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「中央図書館事務局長」の右に「、右京中央図書館副館長」を加え、同項第1号及び第2号中「準ずる」を「準じる」に改める。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長

等を除く。), 教育環境整備室長, 小中一貫教育推進室長, 音楽高校改革推進・建設室長, 情報化推進総合センター所長, 企画推進室長, 総合教育センターカリキュラム開発支援センター長, 総合教育センター教員養成支援室長, 総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長, 総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長, 教育相談総合センターカウンセリングセンター長, 教育相談総合センターふれあいの杜館長, 生涯学習総合センターの分館の館長, 右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館(久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。)の館長の項中「, 右京中央図書館開設準備室長」を削る。

別表中央図書館の分館の館長及び久世ふれあいセンター図書館(久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。)の館長の項の次に次の2項を加える。

右京中央図書館副館長	(1) 軽易又は定例の講演会, 講習会その他これらに準じる行事の開催に関する事 (2) 右京中央図書館内の取締り及び管理に関する事
右京中央図書館図書課長	(1) 図書館資料の利用及び貸出しに関する事 (2) 右京中央図書館内の文書の整理, 編さん及び保存に関する事

附 則

この訓令は, 平成20年6月30日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)